



市 章

大津市公報

平 成 29 年 6 月 19 日
号 外 (第 33 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 監 査 委 員 告 示

- 7 監査等の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について…………… 1

監 査 委 員 告 示

大津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査及び同法第235条の2第1項の規定に基づき執行した例月現金出納検査について、市長等から監査等の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年6月19日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	杉	浦	智子
同	武	田	平吾

監査等の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

【定期監査等】

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同法第235条の2第1項の規定に基づく例月現金出納検査については、関係部局が作成する監査資料等に基づき諸帳簿を確認し、必要に応じて資料の提出を求め、併せて関係職員から説明を聴取した結果、財務に関する事務及び事業の管理並びに現金の出納事務はおおむね適正に実施されていると認められた。

なお、以下に掲げる項目について、注意すべきものとして今後の事務執行には留意されたい。

1 たんぼのこ体験事業補助金について

- (1) 監査執行対象機関名 産業観光部農林水産課
- (2) 監査執行日 平成28年12月20日
- (3) 監査の結果

標記補助金は、子ども達に自らが「作り」、「育て」、「収穫し」及び「食べる」という一貫した農業体験学習の場を提供することにより、農業への関心を高めるとともに、生命や食物の大切さを学ぶことを目的とされ、小学校現場でも有意義に活用されているところである。

これまでに実施した小学校への定期監査では、当該補助金に係る会計処理の不備や補助事業期間外の物品購入など不適切な処理が見られた。また、当年度実施した所管課への定期監査において、各校から提出された補助金交付申請書など関係書類の確認が十分になされているとは認められなかった。

たんぼのこ推進協議会である各校への指導については、小学校の当年度定期監査を受け、平成28年12月19日付けで補助金の適正処理の徹底について、所管課から文書にて行われたところであるが、一過性のものとせず、大津市補助金等交付規則及び準公金事務処理要領に沿った運用がなされているか、引き続き指導及び確認に努められたい。

なお、同協議会への補助金交付時期については、これまでに定められた経緯もあるが、事業内容を考慮すると、なお一層早期の交付が望まれることから、交付申請等の運用について見直しを図るなど検討をされたい。

(4) 措置状況報告日 平成29年5月31日

(5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

各たんぼのこ推進協議会から産業観光部への平成28年度実績報告において、平成28年12月19日付け「たんぼのこ体験事業費補助金の適正処理の徹底について」の通知内容に沿った処理が適切に行われているかを確認しました。

また、立替払や事業期間外の物品等の購入を原則として禁止するなどの注意点及び補助対象経費等を明記した文書を補助金の交付申請時に配布することで、事務処理の適正化を図るとともに、各校から提出された補助金交付申請書など関係書類の確認を十分にいきます。さらに、事業の円滑な執行を促すため、

補助金の早期交付にも努めます。

2 公設地方卸売市場からの下水排水について

- (1) 監査執行対象機関名 産業観光部公設地方卸売市場管理課
- (2) 監査執行日 平成28年12月20日
- (3) 監査の結果

公共下水道の役割の1つに公共用水域の保全があるが、これを達成するためには下水道管や終末処理場を健全に機能させていくことが必要であり、このため、下水道法や大津市下水道条例により、一定の条件を具備する特定事業場から排出される下水に対して規制がなされている。

特定事業場である公設地方卸売市場から下水道への排水については、以前から下水の水質が大津市下水道条例で規定する排水基準を超えている。

このため、同市場は、これまで再三にわたり公営企業管理者から行政指導（警告・勧告等）を受けていることから、排水基準に適合するよう適切な対策を講じられたい。

- (4) 措置状況報告日 平成29年5月31日

(5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

下水の水質が排水基準を超えている主な要因として、汚濁水によるグリストラップ（油水分離阻集器）の機能の低下と水産加工エリアの排水による影響が大きいと考えられるため、次の2点の対策を講じます。

まず1点目は、グリストラップ等の維持管理です。以前から水産加工所エリアのグリストラップの清掃を行うことで汚濁水の濃度が下がることを確認していることから、このエリアのグリストラップについて、今年度から業者による清掃を月1回から月2回に増やしました。また、水産仲卸店舗エリアのグリストラップ清掃も2か月に1回の頻度で実施し、グリストラップの清掃に併せて排水管の洗浄も行っています。

2点目は、水産加工業者への指導の強化です。特に汚濁水への影響が大きい水産加工所については、入場業者にヒアリングを実施し、改善に向けた指導を強化していきます。

3 都市公園等の使用料の徴収について

- (1) 監査執行対象機関名 都市計画部公園緑地課
- (2) 監査執行日 平成28年11月24日
- (3) 監査の結果

所管されている都市公園や児童遊園地については、事業者や自治会等に対し、電気及び通信設備やそれらの支柱物の設置、防災倉庫の設置等、多岐にわたって使用の許可をされている。

このうち、有償で許可をされているものにおいて、当該年度に調定し徴収すべき使用料を翌年度に調定し徴収されているものや、納期限が到来しているものの未納となっているものが見受けられた。

使用の許可及び使用料の徴収については、適正な事務処理が求められることから、事務処理の改善に努められたい。

- (4) 措置状況報告日 平成29年5月31日

(5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

使用料の徴収については、平成28年度以降システム台帳による管理ができるようシステムを整備し、適正な年度で徴収できるよう事務処理の改善を実施しました。

また、使用料が納期限後も未納となっている場合は、速やかに納付されるよう使用者に対し定期的に督促を行っていますが、依然として未納事例（平成28年度にあっては、2件）があることから、今後は、未納者が督促に応じない場合に催告書を発送するなど、より積極的な徴収事務に取り組んでいきます。

4 内部統制の徹底について

- (1) 検査執行対象機関名 企業局企業総務部経営経理課
- (2) 検査執行月例日 26日
- (3) 検査の結果

例月現金出納検査において、提出のあった水道事業会計の平成28年11月分合計残高試算表に、既に処分等され実在しない固定資産を帳簿上処理したことによる多額の固定資産除却費が計上されていた。

これは、本来、固定資産の取得、廃棄等があれば、その都度、適正に会計処理がなされなければならないが、以前から資産の取得、廃棄等に係る所管課から経営経理課への報告漏れ等があったほか、固定資産の実地照合も不適正であったことに起因するものであった。

このことから、企業局において、会計事務はもとよりその他の事務処理も含めた内部統制が有効に機能する体制を整備し、その適正な運用に努められたい。

- (4) 措置状況報告日 平成29年5月31日

(5) 当該検査の結果に基づき講じた措置の内容（企業局企業総務部経営経理課、同部企業総務課）

当該案件は、平成26年4月からの地方公営企業会計基準の見直しにより、固定資産の管理において、公

営企業においても減損会計が導入され、固定資産から発生する収益性評価が意識されるとともに、実在性の確認がより重要になったことから、平成26年度夏季に実施した固定資産の保有状況確認作業において、各固定資産の所管課に対し、その保有状況について精査を行うよう依頼を行った結果、御指摘の状況が判明し、これに伴う会計処理を行ったものです。

今後の建設改良事業は拡張から改良の時代となり、固定資産を取得する際は、必ず除却を伴うこととなることから、報告マニュアルに基づいて遺漏のないよう報告を求め、内部統制に努めるとともに、実査作業においては非効率、不確実な点があったため、現在取り組んでいる会計システムの再構築に合わせ、事務フローの見直しを含め、効率的で遺漏のない事務処理体制を構築すべく作業を進めてまいります。

また、企業局が所管するその他の事務処理に関しても、大津市内部統制の構築に関する指針に基づき、リスク管理に係る内部統制の推進体制の充実を図り、適正な運用に努めてまいります。

【随時監査(工事監査)】

- 1 監査執行対象 工事27件及び委託9件
- 2 監査の期間 平成28年11月2日から平成29年3月22日まで
- 3 措置状況報告日
 - (1) 市長部局所管 平成29年5月31日
 - (2) 企業局所管 平成29年5月31日
- 4 監査の結果及び当該監査結果に基づき講じた措置の内容

監査対象とした工事及び委託業務については、発注後提出された関係図書の整備状況はおおむね良好であり、工事及び委託の執行状況についても、おおむね適正に執行されていた。

一部、口頭による指示及び追加資料の提示等を求めたものについては、即日又は後日、報告又は資料提出等を受け、その内容を確認した。

今後は、以下の点に特に留意し、より一層の業務の改善に努められたい。

- (1) 本市施設の総合的な管理運営体制の強化と管理技術の継承について
ア 監査の結果

本市の公共施設の管理運営については、既に、民間委託や指定管理者制度など、民間活力の導入が行われてきたところであるが、さらに、全市的な優先課題として、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理」について取り組まれ、その基本方針も策定された。

また、ごみ処理施設や学校給食施設などに対しても、PFI方式等、公民連携による管理運営方式の導入が予定されており、今後、本市が保有する多くの施設も、統廃合や市民協働運営など、新たな取組が行われる見込みである。

こうした民間による管理運営方式の導入に当たっては、公民の連携不足や管理責任が不明確にならないような検証を行い、起こり得る課題やリスクに対応し、総合的な管理運営が行えるよう、中長期的な展望に立って、組織体制の構築を図られたい。

とりわけ、これまで蓄積されてきた公共施設に関する管理技術を受け継ぎ、その高度化にも対応できる技術系職員を育成し、適正かつ集約的な配置等を行い、今後ますます複雑化する管理技術を継承できる組織体制の整備に取り組まれたい。

- イ 当該監査結果に基づき講じた措置の内容

- (7) 総務部公共施設マネジメント推進課

これまで本市では、公共施設マネジメントの進捗に合わせ、平成25年度に専門部署となる公共施設マネジメント推進室を設置し、平成26年度には点検業務を行う技術職員を配置し、経営的視点と技術的視点の両面から課題の解消に取り組んできたところである。

また、平成27年度には、全庁横断的に情報を共有し、取組の推進を図るため、市長を本部長として各部局長で構成する大津市公共施設マネジメント推進本部を設置するとともに、平成28年度には、行政改革推進課公共施設マネジメント推進室が公共施設マネジメント推進課として独立し、体制の強化を図ってきたところである。

今後も、公共施設マネジメントを全庁横断的に推進していくための推進体制や権限の範囲などを検討しながら、従来の枠組みにとらわれることなく、財政や営繕、管財、公共施設マネジメント部署、各施設の所管部局が連携し、実効性のある組織体制の検討を進めていきます。

- (8) 総務部人事課

今後多様化する公共施設の管理体制において、総合的な管理運営を行うためには、今日までの管理技術を継承し、これまで以上に専門性を高める必要があるため、次の2点について取り組みます。

まず1点目は、計画的な技術職員の採用です。昨今、管理部門が中心となる公務職場よりも建設業務等に取り組むことができる民間企業へ人材が流れる傾向にあることから応募者数が減少し、計画ど

おりに採用できない現状にあります。そのため、各大学で開催される就職説明会に本市も参加するとともに、平成28年度からは本市独自の採用説明会も開催し、人事担当者のほか技術職員も説明員として参加することにより、説明会の充実を図りました。今後も継続的にこれらの説明会を開催するとともに、採用試験の受験対象年齢の拡大を検討し、幅広い人材の確保に努めます。

2点目は、技術を継承できる適正な人事異動です。技術職員については、業務習得に一定の期間が必要なことから、人事異動上の配慮を行います。また、市長部局と企業局において、技術系職員の年齢構成及び職位構成の不均衡が生じることのないよう、任命権者間の活発な交流を図り、市全体として技術職員の育成と技術を継承できる組織体制の整備に取り組んでいきます。

(7) 企業局企業総務部経営戦略課、同部企業総務課

企業局では、今後の人口減少や施設等の老朽化、不透明な経済情勢など公営企業を取り巻く環境が変化する中、市民の皆様に「くらし 支える パートナー」として、安心・安全をお届けし、将来にわたり持続可能な事業経営を目指すため、施設の管理運営における包括的な委託化など、積極的に官民連携手法の導入を進めています。

官民連携手法による事業推進においては、契約期間が長期となることから、発注側の技術継承や天災等の不可抗力による責任の明確化などの課題があるため、他都市の事例などを参考に、総合的な管理運営が行えるよう十分な検討を行いながら進めてまいります。

技術系職員の育成に当たっては、これまでOJTを始めとする実効性のある研修の実施や再任用職員による技術指導により努めてきました。

また、組織体制についても、安定した経営を維持するため定員の適正化を推し進める中、技術継承ができるよう随時見直しを行い、職員の適材適所への配置に努めております。

今後、官民連携を導入するに当たっても、中長期的展望に立ち組織体制の整備を図り、職員の育成に取り組んでまいります。

(2) 契約業務の適正化と工事等の執行管理の強化について

ア 監査の結果

現在、建設工事契約に伴う不祥事への直接的な対応策の1つとして「契約に係る予定価格と最低制限価格の事前公表」を実施しているが、一般部局においては、公表した最低制限価格で全社が入札し、くじ引きで落札するものが、入札物件総数の9割を超える結果となっている。

事前公表実施後、既に3年近くが経過し、積算チェックリストの活用や業務内容に応じた決裁区分の明確化が行われ、設計積算及び契約事務の透明性を高め、組織内での相互チェック機能の強化も図られ、更に各職員の倫理意識の高揚を目指したコンプライアンス研修が全庁的に取り組まれてきたところである。

こうした状況や、平成26年10月22日付けで総務大臣及び国土交通大臣の連名で全国の地方自治体に対して通知があった「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」の要請を踏まえ、健全な競争原理が確保され、事業者側の設計見積り能力の向上が阻害されることのないよう、最低制限価格の事前公表を取りやめ、契約締結後の公表とすることについて検討されたい。

また、不祥事防止対策や検査執行体制の充実を図り、契約事務の適正化と工事等の執行管理の強化に努められたい。

イ 当該監査結果に基づき講じた措置の内容

(7) 総務部契約検査課

建設工事契約の入札に係る最低制限価格の事前公表については、入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するために実施してきたところですが、国から発出されている文書を改めて認識し、現状の課題等を整理し、他都市の取組も参考に、調査・検討を行います。

また、不祥事防止対策については、発注者としての綱紀保持を図り、契約事務の適正化に努め、検査執行体制については、公共工事の適正な施行と品質確保のための検査及び検査に伴う適正な施工監理のための監督職員への技術指導や研修を実施してきたところですが、今後は、監督職員の技術力を向上させるため、更に内容の充実した技術指導や研修を検討していきます。

(4) 企業局企業総務部契約管財課、同部工事監理課

企業局におきましても、一般部局と同様に予定価格と最低制限価格の事前公表を行っておりますが、現状において6割弱程度、くじ引きでの落札は生じております。

今後、国から発出されている予定価格等の公表の適正化に関する要請を踏まえ、引き続き契約検査課と調整を図りながら、契約事務の適正化に努めてまいります。

また、検査執行体制については、水道、ガス、下水道の専門知識を有した検査員で工事検査を行うとともに、一定規模以上の工事に関しては、企業局請負工事中間検査実施要綱に基づき中間検査を実

施するなど、検査執行の充実を図ってまいります。